

第 5 2 号議案

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年３月町田市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

6, 6 0 6 円	8, 3 2 2 円	1 0, 6 8 5 円	1 2, 4 1 3 円	1 4, 2 1 9 円	1 5, 5 0 1 円
5, 4 4 4 円	6, 4 3 5 円	7, 7 4 5 円	9, 1 9 8 円	1 0, 5 4 8 円	1 1, 8 5 3 円

を

」

「

5, 9 4 3 円	7, 7 2 0 円	9, 4 0 0 円	1 0, 6 5 3 円	1 1, 5 3 8 円	1 2, 2 8 5 円
4, 4 5 5 円	5, 3 4 0 円	6, 3 5 8 円	7, 4 3 0 円	8, 4 7 3 円	9, 2 5 5 円

に

」

改め、同表備考３ウ中「あつては３年」を「あつては２年」に改める。

別表第３第７級の項第９号及び第１０号中「運動障がい」を「障がい」に改め、同項第１２号中「女子の」を削り、同表第８級の項第１１号を削り、同表第９級の項中第１６号を第１７号とし、第１５号の次に次の１号を加える。

(16) 外貌に相当程度の醜状^{ぼう}を残すもの

別表第３第１１級の項第１０号中「に障がいを残すもの」を「の機能に障がいを残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの」に改め、同表第１２級の項第１４号中「男子の」及び「著しい」を削り、同項第１５号を削り、同表第１３級の項中第１０号を第１１号とし、第６号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第５号の次に次の１号を加える。

(６) 胸腹部臓器の機能に障がいを残すもの

別表第３第１４級の項第１０号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（改正後）
 __部分は改正部分

別表第1 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>5,943円</u>	<u>7,720円</u>	<u>9,400円</u>	<u>10,653円</u>	<u>11,538円</u>	<u>12,285円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>4,455円</u>	<u>5,340円</u>	<u>6,358円</u>	<u>7,430円</u>	<u>8,473円</u>	<u>9,255円</u>

備考

1・2 略

3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

ア・イ 略

ウ 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては2年

4 略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（改正前）
 __部分は改正部分

別表第1 補償基礎額表

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	<u>6,606円</u>	<u>8,322円</u>	<u>10,685円</u>	<u>12,413円</u>	<u>14,219円</u>	<u>15,501円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>5,444円</u>	<u>6,435円</u>	<u>7,745円</u>	<u>9,198円</u>	<u>10,548円</u>	<u>11,853円</u>

備考

1・2 略

3 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。

ア・イ 略

ウ 旧専門学校令による専門学校で修業年限が3年のものを卒業した者 歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては3年

4 略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（改正後）
 __部分は改正部分

別表第3 障がい補償表

等級	倍数	障がい
略	略	略
第7級	131	(1)～(8) 略 (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい障がいを残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい障がいを残すもの (11) 略 (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 略
第8級	503	(1)～(10) 略
第9級	391	(1)～(15) 略 (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 略
略	略	略
第11級	223	(1)～(9) 略 (10) 胸腹部臓器の機能に障がいを残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	156	(1)～(13) 略 (14) 外貌に醜状を残すもの
第13級	101	(1)～(5) 略 (6) 胸腹部臓器の機能に障がいを残すもの (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略
第14級	56	(1)～(9) 略

町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表（改正前）
 〃部分は改正部分

別表第3 障がい補償表

等級	倍数	障がい
略	略	略
第7級	131	(1)～(8) 略 (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障がいを残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障がいを残すもの (11) 略 (12) 女子の外 ^{ぼう} 貌に著しい醜状を残すもの (13) 略
第8級	503	(1)～(10) 略 (11) 脾 ^ひ 臓又は1側 ^{じん} の腎臓を失ったもの
第9級	391	(1)～(15) 略 (16) 略
略	略	略
第11級	223	(1)～(9) 略 (10) 胸腹部臓器に障がいを残すもの
第12級	156	(1)～(13) 略 (14) 男子の外 ^{ぼう} 貌に著しい醜状を残すもの (15) 女子の外 ^{ぼう} 貌に醜状を残すもの
第13級	101	(1)～(5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略
第14級	56	(1)～(9) 略 (10) 男子の外 ^{ぼう} 貌に醜状を残すもの